

ロシアによるウクライナへの武力行使と戦争に反対し、ロシア軍の即時撤退を求めるとともに、障がいのある人と家族のいのちと安全が守られることを求めます（声明）

2022年3月24日

特定非営利活動法人あした理事会

2月24日、ロシア政府によるウクライナへの軍事侵攻は、他国に対する武力行使を禁止する国連憲章に反する侵略行為であり、軍事基地のみならず民間施設まで爆撃し、子どもを含めた多くのいのちを犠牲にすることは、いかなる理由によっても正当化できません。

さらにロシア軍は原発施設を占拠し、プーチン大統領は、核兵器の先制使用も示唆しています。核兵器の使用は、人類の生存を脅かし、地球環境を破滅に向かわせる、決して歩んではならない最悪の道です。私たちは、全世界の人びとのいのちとくらしを危機に追いやる核戦争へとつながりかねない軍事侵攻の即時中止を強く求めます。

同時に、日本政府は、日本が唯一の戦争被爆国であり、戦争放棄を掲げる憲法9条をもつ国として、戦禍を逃れて周辺国に避難するウクライナの人びとへの人道的支援に尽力することを求めます。

ウクライナ国内では、食料品の不足をはじめ、深刻なライフラインの危機に陥っており、障がいのある人びとと家族が障害者権利条約第11条（危険のある状況及び人道上の緊急事態）に則して保護、援助が速やかにされるよう求めます。そして、私たちと同じ障がいのある子どもたちが平和な社会のもとで、自由に、安心して遊び、生活し、豊かな体験をしながら成長することを切に願うものです。

第二次世界大戦後の国際社会は、戦争の歴史を深く反省し、平和と民主主義の実現にむけて共同の歩みをすすめてきました。そこでの教訓として、戦争が障がいを発生させる最大の要因であること、平和な社会が実現されてこそ、障がいのある人びとの人権が保障されることを明らかにしてきました。

障がいのある子どもたちの権利の実現を求めて、ロシアによるウクライナへの武力行使と戦争に強く反対します。